

地域共生型の再生可能エネルギー導入のための促進区域の設定に関する
環境配慮基準の基本的な考え方

1 基準の対象

- ・太陽光発電（建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものを除く）
- ・風力発電（洋上風力を除く）
- ・バイオマス発電

単位：MW

区分	2013年度(H25) 【基準年度】	2021年度(R3) 【現状】	2030年度(R12) 【目標】
再生可能エネルギー	1,361	2,697	3,600
太陽光発電	325	1,514	2,198
水力発電	1,002	1,010	1,012
風力発電	0	81	225
バイオマス発電	35	92	163
地熱発電	0	0	2

※四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

【表 1】第四次宮崎県環境基本計画における 2030 年度の再生可能エネルギー導入目標

2 基準設定の考え方

本県の豊かな地域資源を活用しながら、景観や自然環境に配慮し地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進する。

(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外すべき区域）

- ① 条例等で設定した区域のうち、国基準の「除外すべき区域」と同様の趣旨で設定した区域

A：促進区域から除外すべき区域		B：市町村が考慮すべき区域、C：市町村が考慮すべき事項		
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法	区域	国立公園、国定公園 (左表①以外)	自然公園法
国立/国定公園の特別保護地区・ 海域公園地区・第 1 種特別地域 (①)	自然公園法		生息地等保護区の監視地区	種の保存法
国指定鳥獣保護区の 特別保護地区	鳥獣保護管理法		砂防指定地	砂防法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法		地すべり防止区域	地滑防止法
			急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
			保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
		事項	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
			騒音その他生活環境への支障	—

【表 2】国基準の「除外すべき区域」及び「環境配慮事項」

- ② 災害等により県民の生命・財産に大きな影響が及ぶおそれがある区域
- ③ 宮崎県の地域特性を考慮し、保全すべき区域

(2) 促進区域を定めるに当たって配慮を要する環境配慮事項

- ① 関連する法令・条例等で指定した区域について、指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域、または、当該支障を回避するために必要な措置を講ずる必要がある区域
- ② 関連する法令・条例等で規定した事項について、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項、または、当該支障を回避するために必要な措置を講ずる必要がある事項

太陽光発電	風力発電	バイオマス発電
①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境配慮事項		
ア 騒音による影響	ア 騒音による影響	ア 大気質による影響
イ 水の濁りによる影響	イ 重要な地形及び地質への影響	イ 騒音による影響
ウ 重要な地形及び地質への影響	ウ 土地の安定性への影響	ウ 悪臭による影響
エ 土地の安定性への影響	エ 風車の影による影響	
オ 反射光による影響		
②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境配慮事項		
ア 植物の重要な種及び重要な群落への影響	ア 植物の重要な種及び重要な群落への影響	ア 植物の重要な種及び重要な群落への影響
イ 動物の重要な種及び重要な群落への影響	イ 動物の重要な種及び重要な群落への影響	イ 動物の重要な種及び重要な群落への影響
ウ 地域を特徴づける生態系への影響	ウ 地域を特徴づける生態系への影響	ウ 地域を特徴づける生態系への影響
③人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境配慮事項		
ア 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	ア 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	ア 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
④その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項		

【表3】地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則で定める環境配慮事項

3 今後のスケジュール

令和5年 11月 環境審議会（基準素案の審議）、パブリックコメントの実施
 令和6年 2月 環境審議会（基準最終案の審議、答申）